

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会規約

制定	平成27年5月21日
一部改正	平成28年5月19日
一部改正	平成28年10月17日
一部改正	平成29年5月19日
一部改正	平成30年5月28日
一部改正	令和元年5月29日
一部改正	令和3年3月29日

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を佐賀県土地改良会館に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、多面交付対象組織が行う農地維持活動及び資源向上活動を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）（以下、「推進事業」という。）を行う。

2 県協議会は、前項に関する推進事業事務の一部を他の団体等に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる機関・団体をもって組織する。

- 一 佐賀県農林水産部
- 二 市町
- 三 佐賀県土地改良事業団体連合会
- 四 佐賀県農業協同組合中央会
- 五 佐賀県農業会議

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地又は代表の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、5年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 規約の制定及び改廃に関すること。
- 四 日本型直接支払推進交付金の実施に関すること。

五 その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 県協議会規約の変更
- 二 県協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第 22 条第 4 項の事務局長及び次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 佐賀県農林水産部 農山漁村課長
 - 二 佐賀県の佐賀中部、東部、唐津、伊万里、杵藤の各農林事務所長
 - 三 市町の担当部（課）長

- 四 佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事
 - 五 佐賀県農業協同組合中央会の担当部長
 - 六 佐賀県農業会議事務局長
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が任命する。
 - 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
 - 5 幹事会は、必要に応じて書面により開催することができる。

(幹事会の権能)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関する事。
 - 二 総会の決議した事項の執行に関する事。
 - 三 規程の制定及び改廃に関する事。
 - 四 その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 佐賀県農地・水多面的機能推進協議会
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 県協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第 3 項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 7 県協議会は、事務局に職員を置く。

(業務の執行)

第 23 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 推進事業実施規程
- 七 情報公開規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本型直接支払推進交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第一号の日本型直接支払推進交付金及び同条第二号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に

報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号。以下「要綱」という。）、その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を佐賀県知事に提出しなければならない。

- 一 前年度の年度事業報告書及び当該年度の年度事業計画書
- 二 前年度の正味財産増減計算書及び財産目録並びに貸借対照表
- 三 前年度の収支計算書及び当該年度の収支予算書

第8章 県協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約及び第23条の各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は延滞なく佐賀県知事に届け出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第1項の推進事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあっては要綱に基づき九州農政局長に返還するとともに、同条第1項の推進事業に係る地方公共団体からの交付相当額にあっては、当該地方公共団体に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 要綱その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月21日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約

の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

- 5 規程の制定について、県協議会の設立時においては第 21 条の規定にかかわらず、設立総会において承認を得るものとする。
- 6 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき、平成26年度までに佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業について、その補助事業者としての責務は、県協議会が継承するものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき、平成26年度までに佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業について、その補助事業者としての責務は、佐賀県が継承するものとする。ただし、佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業の証拠書類の保管等については、県協議会が行うものとする。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき、平成 26 年度までに佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業について、その補助事業者としての責務は、佐賀県が継承するものとする。ただし、佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業の証拠書類の保管等については、県協議会が行うものとする。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき、平成 26 年度までに佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業について、その補助事業者としての責務は、佐賀県及び市町が継承するものとする。ただし、佐賀県農地・水・

環境保全向上対策協議会が実施した事業の証拠書類の保管等については、県協議会が行うものとする。

附 則

この規約は、令和元年5月29日から施行する。

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）並びに要綱に基づき、平成26年度までに佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業について、その補助事業者としての責務は、佐賀県及び市町が継承するものとする。ただし、佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会が実施した事業の証拠書類の保管等については、県協議会が行うものとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

【参考】

○県協議会の構成

機関・団体名	職
佐賀県農林水産部	佐賀県農林水産部長
佐賀市	佐賀市長
小城市	小城市長
多久市	多久市長
神埼市	神埼市長
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町長
鳥栖市	鳥栖市長
基山町	基山町長
上峰町	上峰町長
みやき町	みやき町長
唐津市	唐津市長
玄海町	玄海町長
伊万里市	伊万里市長
有田町	有田町長
武雄市	武雄市長
大町町	大町町長
江北町	江北町長
白石町	白石町長
鹿島市	鹿島市長
嬉野市	嬉野市長
太良町	太良町長
佐賀県土地改良事業団体連合会	佐賀県土地改良事業団体連合会会長
佐賀県農業協同組合中央会	佐賀県農業協同組合中央会会長
佐賀県農業会議	佐賀県農業会議会長